**人員及び設備に関する基準について【介護予防支援】**

**(1)人員に関する基準の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準等 |
| 管理者 | ※主任介護支援専門員(下記参照) | 専らその職務に従事する常勤の者１名 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | 指定介護予防支援の提供に当たる１名以上 |

**※【管理者の資格要件について】**

**１　管理者要件**

指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所が管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。

①「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（３２時間を下回る場合は３２時間を基本）に達していることをいう。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働 基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

②「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該事業以外の職務に従事しないことをいう。

③介護支援専門員の数は、事業所として担当する利用者数に応じて（利用者の数（居宅介護支援の利用者の数に介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数）が

４４人又はその端数を増すごとに１名）増員することが望ましい。うち１名は常勤の者であることが必要です。なお、増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

**(２)設備に関する基準の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 設備 | 内容 |
| 事業の運営を行うために必要な広さの区画 | ・専用の事務室を設けることが望ましい。(指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行うほかの事業の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えない)。  ・相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保すること。 |
| 必要な設備・  備品 | ・介護予防支援事業を実施するために必要な設備・備品  　（例）机・椅子・鍵付き書庫等 |

**【人員基準等について】**

**○居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスにおける人員基準等について、詳しくは大阪府条例、市町村条例及び厚生労働省令等をご参照ください。**

**【厚生労働省令等<参考>】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 基準 | 解釈通知 |
| 居宅 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  (平成11年 老企第25号) |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号） |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  （平成11年 厚生省令第38号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について  （平成11年 老企第22号） |
| 介護予防支援 | 指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号） | 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号・老老発第0331016号） |
| 地域密着 | 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  （平成18年厚生労働省第34号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  （平成18年 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年 厚生労働省令第36号） |